

○江別市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例

平成23年3月30日条例第6号

江別市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例 (目的)

第1条 この条例は、犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）に関し、市民（江別市自治基本条例（平成21年条例第22号）第2条第1号に規定する市民をいう。以下同じ。）及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりに関する基本となる事項を定めることにより、市民が安心して暮らせるまちの実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、市民及び市による、犯罪及び交通事故（以下「犯罪等」という。）を防止するための活動、犯罪等の防止に配慮した生活環境の整備その他犯罪等を減らすための取組をいう。

（基本理念）

第3条 安全で安心なまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

（1）市民及び市は、協働（江別市自治基本条例第2条第5号に規定する協働をいう。以下同じ。）して、地域で生活するものが互いに支え合い、地域の安全は地域で守るという意識の醸成に努めること。

（2）市民及び市は、犯罪等の実態を考慮した上で、地域の特性及び実情に応じて活動するよう努めること。

（3）市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たり個人のプライバシーに配慮するよう努めること。

（市民の役割）

第4条 市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努め、相互の協力の下に、安全で安心なまちづくりを行うものとする。

2 市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、事業活動その他の活動を行うに当たっては、地域社会の一員として、当該活動における安全を確保するとともに、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

（市の役割）

第5条 市は、市民と協働して安全で安心なまちづくりを推進するため、必要な施策を実施するものとする。

2 市は、安全で安心なまちづくりを推進するため、国、北海道その他関係機関との連携及び調整を図るものとする。

（連携体制の整備）

第6条 市は、安全で安心なまちづくりを総合的かつ効率的に行うために必要な市民相互の連携体制を整備するものとする。

（広報及び啓発）

第7条 市は、市民が安全で安心なまちづくりの理解を深めるために、必要な広報及び啓発活動を行うものとする。

（児童、高齢者及び障がい者の安全確保）

第8条 市は、市民と協働して、児童、高齢者及び障がい者が犯罪等に遭わないようにするための必要な措置を講ずるものとする。

（公共施設の整備）

第9条 市は、安全で安心なまちづくりに配慮した公共施設の整備及び管理を行うものとする。

（支援）

第10条 市は、安全で安心なまちづくりを推進するため、市民に対して必要な情報の提供、助言等の支援を行うものとする。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
(江別市生活安全条例の廃止)
- 2 江別市生活安全条例（平成9年条例第32号）は、廃止する。